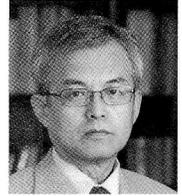


有機畜産と動物福祉を考える

岩元 泉



平成17年に有機JAS畜産物の認証制度ができた。しかし国内で認証されている有機牛は約900頭、有機豚はゼロ、有機鶏は約3万羽だそうである（農水省：有機JAS規格に関する意見交換会資料H22.2.9より）。牛だけを見てもオーストラリアでは約35万頭、イギリスやドイツでも20万頭を超えている。なぜ日本において有機畜産の普及が遅れているか？農水省での検討会では、認証制度が「家畜生産農家」と「と畜場」を一体的に管理する生産行程管理者が認定をとらなくてはならないとしている有機JASにネックがあるのではないかとしている。つまり牛でいうと、肉用牛を供する肥育業者がと畜場を一体として経営している場合に有機JAS認定を受けることができるとなっていて、繁殖牛生産農家などは対象にならないというわけである。

さて、昨年12月鹿児島大学において日本有機農業学会第10回大会が開催され、その中で「有機畜産の現状と課題」と題するセッションを設けた。そこでは現在用畜に偏った日本の畜産のあり方を見直し、役畜やふん畜としての利用を位置づけることで、未利用資源の有効利用も含めた総合的な有機畜産の道筋が見えるのではないかとし、有機採卵鶏、アイガモ・ガチョウの見直し、エコフィードによる放牧養豚、外給資材によらない有畜複合経営の事例が発表された。事例のいずれもが化学肥料・農薬に頼らない資源循環型の有機的畜産といえるものであるが、有機JAS畜産物の認定対象とはならないものであった。品質表示から始

まった日本の有機農産物の認証制度の限界を示している。

その一方で、日本で有機畜産が普及しないもう一つの要因として動物福祉の視点の弱さがあるのではないかと感じている。もちろん有機JAS規格には生産の方法として「動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養する」という動物福祉の原則が入っている。この原則にしても、認定の技術的基準にしても、欧米の基準に照らして不徹底だという意見もある。またシーシェパードなどを持ち出すのは論外だが、欧米との文化・風土の違いがあることも事実である。しかし例えば、競馬ブームといわれながら地方競走馬では年間約3000頭は事故扱いとなり、処分されている。また1兆円を超える市場規模になったペットブームだが、減少してきたとはいえ年間約20万匹の犬猫が殺処分されている。イギリスやドイツの動物保護法では飼い主を厳しく規定し、競走馬にしても犬猫にしても殺処分は行われず、寿命を全うする手だてがとられている。愛玩動物と産業動物を一律に論じるのは間違いかもしれないが、日本においては動物福祉の理念は一般に動物の飼育者・飼い主に十分浸透していない。このことが、有機畜産の理念を追求したり、有機畜産物の規格基準あるいは表示の原則を作ったりする際にも、さらには消費者に有機畜産物を理解してもらったときにも反映し、普及を遅らせているのではないかと感じるのである。

（いわもと いずみ・鹿児島大学農学部長）